

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(地震)

「地震」については、駿河湾から遠州灘にかけての海域には、大陸プレートと海洋プレートの境界を成す駿河トラフや南海トラフが、また、相模湾にも同様に相模トラフが存在し、海溝型の巨大地震が繰り返し発生してきた。内陸では、糸魚川－静岡構造線や中央構造線などの大きな地質構造線が存在し、また、富士川河口断層の丹那断層などの活断層が存在し、内陸直下型の被害地震を発生させていた。静岡県内における近年の大地震としては、1930（昭和5）年の北伊豆地震（M7.3）、1935（昭和10）年の静岡地震（M6.4）、1944（昭和19）年の東南海地震（M7.9）、1974（昭和49）年の伊豆半島沖地震（M6.9）、1978（昭和53）年の伊豆大島近海地震（M7.0）、2009（平成21）年の駿河湾の地震（M6.5）、2011（平成23）年の静岡県東部の地震（M6.4）などがある。

現在、函南町に著しい被害を発生させるおそれがあり、その発生の切迫性が指摘されている地震としては、駿河湾から遠州灘を震源域とするマグニチュード8クラスの東海地震、神奈川県西部を震源域とする地震がある。今世紀前半には前回発生から100年を迎える東南海地震や南海地震について、その発生の可能性の高まりが指摘されており、このまま東海地震が発生することなく推移した場合、東海地震も含め、これらの地震が連動して発生する可能性や、時間差を持って発生する可能性も考えられる。

なお、町では平成23年3月の東日本大震災の教訓を踏まえた県の第4次地震被害想定（第一次報告（駿河トラフ・南海トラフ沿いと相模トラフ沿いで発生する海溝型の地震について、発生頻度が比較的高く、発生すれば大きな被害をもたらす地震（以下、本計画において、「レベル1の地震」という。）と、発生頻度は極めて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震（以下、本計画において、「レベル2の地震」という。）（以下、本計画において、2つを併せて「レベル1・2の地震」という。））に分けて、自然現象の想定、人的・物的被害の想定等を行ったもの）によれば、相模トラフ沿いで発生するレベル2の地震で、10人の死者数の発生が想定されている。

このほか、神奈川県西部や山梨県東部、伊豆半島、静岡県中部などを震源とする地震活動にも注意を払っておく必要がある。

【静岡県第4次被害想定】

町内建物被害の予測		
項目	駿河トラフ・南海トラフ	相模トラフ
全壊・焼失棟数	約100棟	約400棟
半壊棟数	約600棟	約1500棟
合計	約700棟	約1900棟

町内人的被害の予測		
項目	駿河トラフ・南海トラフ	相模トラフ
死者数	0人	約10人
重傷者数	約10人	約40人
軽傷者数	約60人	約200人
合計	約70人	約250人

(風水害)

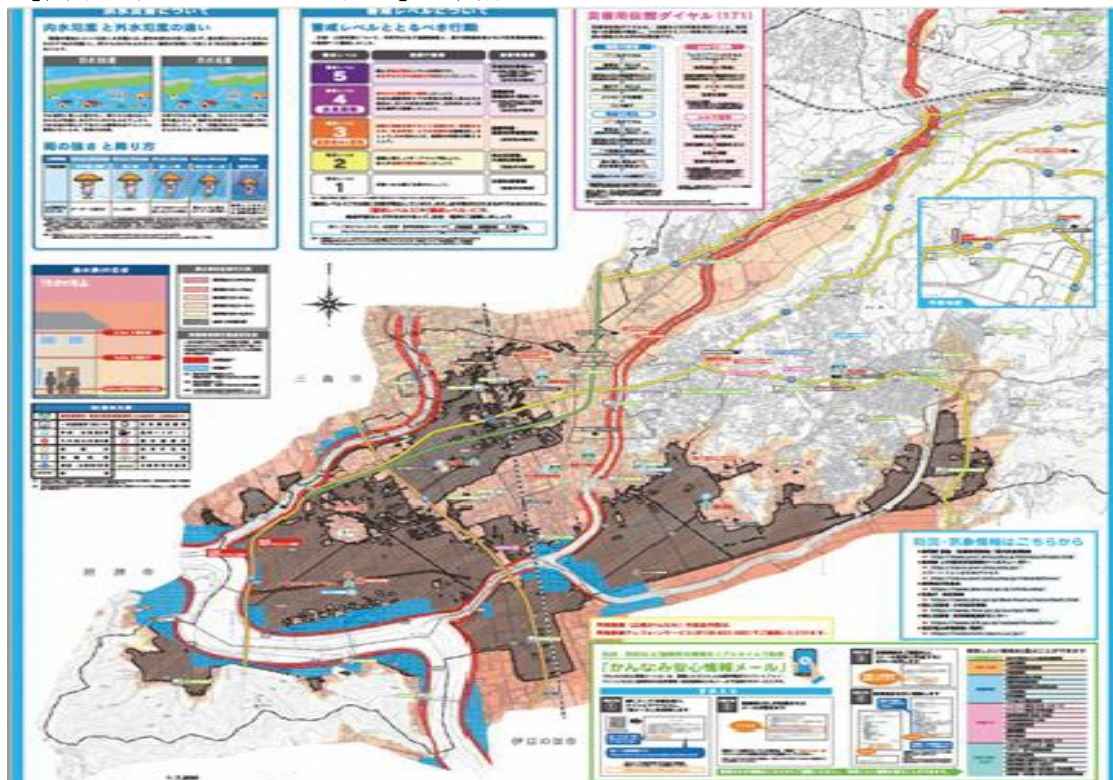
函南町においては、町内の西部を流れる狩野川が主要河川であるが、昭和33年の狩野川

台風以来、治水事業が進み、大災害の危険はむしろ普通河川の局地的地域に発生するものと予測される。しかし、災害はあくまで予期、予測されない事態によって起こるものであり、暴風雨、集中豪雨等の場合は十分な注意、警戒が必要である。特に函南観音川、来光川、柿沢川沿いの地区は水害発生危険があるため十分配慮が必要である。

町内の洪水被害としては、昭和23年・昭和33年・昭和36年・平成10年・令和元年に家屋への被害、人的被害が生じている。特に令和元年の台風19号による水害では、人的被害はなかったが、家屋被害が全壊4棟・半壊3棟・一部損壊71棟・床上浸水371棟・床下浸水137棟の被害が生じ、当町は激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律により指定された。

これらを踏まえたうえで、国と県の作成した、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水（レベル2）による浸水想定区域図に基づき、町内の浸水想定区域などを表示したハザードマップを作成した。洪水災害による浸水想定区域を浸水深ごとに色分けし、令和元年台風19号による浸水被害の範囲を斜線で表示している。町内の西・南側に位置し、鉄道や国道が通る間宮・塚本地区が想定区域に多く含まれ、また令和元年の台風19号でも被害を受けており、今後も注意が必要である。函南町商工会館も0～0.5Mの浸水想定区域内に含まれており、洪水対策の事前準備をしていく必要がある。

【函南町洪水ハザードマップ】 函南町HPより

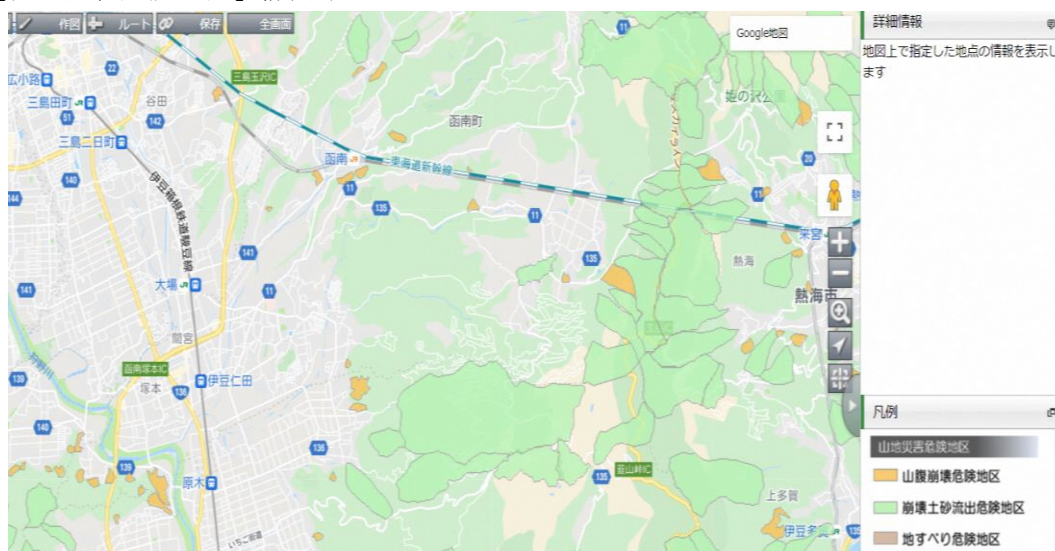


(土石流、地すべり、がけ崩れ等)

町内の地勢は、平坦地、丘陵地、山間地に分かれ、人口は平坦地に集中しているものの、山間地にも集落が点在している。

町内では、土砂災害警戒区域（急傾斜地崩壊）が 109 箇所、内土砂災害特別警戒区域（急傾斜地崩壊）が 109 箇所、土砂災害警戒区域（土石流）が 37 箇所、内土砂災害特別警戒区域（土石流）が 27 箇所、土砂災害警戒区域（地すべり）1 箇所（令和 2 年度末現在）指定されており、その他地すべり危険箇所、土石流危険箇所、急傾斜崩壊危険箇所などがあり、降雨時や地震時には相当の被害が予想される。これらの地域以外の斜面でも集中豪雨や地震等によって崩壊するおそれがある。

【山地災害危険地区】静岡県GISより



(火山噴火)

函南町周辺には、富士山・伊豆東部火山群さらに隣接する地域に箱根山の活火山が存在する。特に伊豆東部火山群では 1989 年に海底噴火活動が発生するなど、火山活動の推移には十分注意する必要がある。

(火災・爆発)

近年、高層マンション等の大型化が進み、更に生活様式の多様化、石油ガス類等危険物の普及により火災の様相も複雑化し、多数の人命が損なわれる危険性が高まっている。

(事故)

函南町は中央部を東西に横切る JR 東海道線があり、丹那トンネル西側に函南駅を有している。また、南北に走る伊豆箱根鉄道にも大場駅、伊豆仁田駅があり、それぞれ、通勤通学時には多くの住民に利用されている。災害時には住民だけでなく、列車で移動中の乗客も避難の対象と考える必要がある。また、函南町は伊豆の玄関口に位置し、高規格道路には沼津 IC から天城北道路月ヶ瀬 IC に通じる伊豆縦貫自動車道、主要幹線道路には三島市から下田市に通じる国道 136 号、熱海に貫ける主要地方道熱海函南線（通称：熱函道路）及び神奈川県に繋がる国道 1 号がある。生活利用車両のほかに行楽客等の観光車両が往来しており交通量は極めて多く、災害の発生の際には交通事故の危険性はもとより、滞留車両の措置を考慮する必要がある。

(ウ) 小規模事業者数

(令和3年3月31日現在)

小規模事業者数	うち、小規模企業者数
1,069	1,012

(エ) 組織率

会員数（特別、定款会員を除く。）÷地域内商工業者数 63.5%

(3) これまでの取組

1) 函南町の取組

①防災計画の策定

災害対策基本法（昭和36年法律 第223号）第42条の規定に基づき、令和3年3月に函南町地域防災計画を改定した。函南町民の生命、身体及び財産を災害から保護し、災害時における社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図るため、函南町の地域に係る防災対策の大綱を定めた。

函南町地震対策アクションプログラム（平成25年策定）

函南町業務継続計画（平成29年3月策定）

函南町地域防災計画（令和3年3月策定）

②防災訓練の実施

訓練名	内容	実施状況
土砂災害対応防災訓練	無線通信訓練 土砂災害警戒区域の警戒パトロール 指定避難所非常用発電機操作訓練 避難所開設訓練	左記内容は令和2年6月7日実施内容。 令和3年度は、災害対策本部運営訓練（無線通信訓練）のみ実施（6月6日）。
総合防災訓練	災害対策本部運営訓練 指定避難所開設運営訓練 福祉避難所開設運営等訓練 観光客避難誘導訓練 応急危険度判定訓練 各自主防災組織訓練	左記内容は令和2年8月30日実施内容。 令和3年度は、災害対策本部運営訓練（職員非常参集訓練）のみ実施（8月29日）。
地域防災訓練	災害対策本部運営訓練 指定避難所開設運営訓練 ヘリコプター誘導・離発着訓練 無線通信訓練 自主防災組織訓練	左記内容は令和2年12月6日実施内容。 令和3年度は、12月5日実施。

③防災備品の備蓄

・指定避難所用の防災資機材について

当町では、災害時における指定避難所として、町立小学校など、10箇所を位置付けている。

各避難所の防災倉庫には、食料などの避難所運営や人命救助に必要な資機材を備蓄している。また、令和2年度には、新型コロナウイルス感染症対策用資機材を整備した。

・医療救護所用の資機材について

当町では、災害時における医療救護活動の拠点として、3箇所の施設を救護所として指定し、資機材を整備している。救護所で使用する資機材は、更新計画に基づき更新し、管理している。

④情報発信ツールの活用

気象情報や避難情報について、町ホームページやメール配信システム、Facebook等の各種情報発信ツールを活用し、町民等に周知している。

2) 函南町商工会の取組

・事業者に対するBCPの周知

静岡県商工会連合会や保険会社からのチラシを全戸配布または巡回指導において配布するなどして周知している

・防災備品の備蓄

II 課題

想定される大規模災害や感染症に対して、町内事業所のそれら災害等への備えや災害等発生時の迅速な復旧と事業継続に向けて、函南町・函南町商工会が連携して取り組んでいく為の課題としては下記の通りである。

【課題1】事業者に対する支援体制の不足

事業継続力強化支援を実施していく上で、職員のBCPに対する知識・ノウハウ・ツールが不足している為、支援に課題がある。経験豊富な損害保険会社等と連携し、情報発信をしていく必要がある。また、事業者がどの程度BCPの策定がなされているかの把握と作成を促す情報発信が必要である。

【課題2】災害発生時の連携体制の未構築

現在、函南町と函南町商工会との間に、災害発生時における連携体制が未構築である。連絡体制・情報共有などの方法が具体化されていない為、早急に構築する必要がある。

【課題3】商工会自体の災害発生時の体制の確立

災害発生時の役職員の連絡体制の確立を行う必要がある。特に、職員については町外在住の職員も多いため、全職員が出勤できない恐れもあるため、広域連携も含め確立を急ぐ必要がある。

【課題4】感染症蔓延時の事務局体制とオンライン相談の導入

感染症蔓延時や職員が感染した際の対策や事務局体制の確立がされていない。出勤の人数に限られた際はオンライン相談の導入が必須となるが、相談者側の機材やスキル上の問題もあり対応が限定的となる恐れがある。

III 目標

函南町地域防災計画に基づき、今後発生しうる大規模自然災害等に向け、事前の対策と発生時の早急な復旧に向け、下記の取り組みを行う。

【課題 1 に対する目標】

①管内小規模事業者へのBCP策定支援の強化

管内小規模事業者に対し、巡回時の説明や専門家や連携損害保険会社による講習会の開催、個別相談会の開催により、事業者のBCP策定支援を強化する。

②経営指導員等のBCP策定支援に関するスキル向上対策の実施

経営指導員・経営支援員向けの研修会を開催する。また、専門家や連携損害保険会社（東京海上日動火災保険㈱、あいおいニッセイ同和損保㈱）と協力して、個別支援の体制づくりを実施する。

【課題 2 に対する目標】

・函南町と函南町商工会との間で被害状況の把握方法や報告ルートを定め、災害発生時における円滑な連絡体制を構築する。

【課題 3 に対する目標】

・災害発生時の商工会役職員の連絡体制の確立を行う必要がある。特に職員については町外在住の職員が多いため、全職員が出勤できない恐れもあるため、出勤可否・出勤順位の決定方法などの検討も行う。

【課題 4 に対する目標】

・感染症蔓延期や職員が感染した際の事務局体制については、県連・地区連との協議の上、体制を構築する。出勤人数が減る場合はテレワークの導入をして事務局体制を維持する。相談業務については来所者を減らすためオンライン相談を導入するが、相談者側の体制づくりも同時に進める。

その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに静岡県に報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和4年3月1日～令和9年2月28日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

函南町商工会と函南町の役割分担・体制を整理し、連携して下記事業を実施する。

<1 事前の対策>

函南町地域防災計画及び函南町国土強靱化地域計画に基づき、本計画との整合性を整理し、災害時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

①ハザードマップや広報ツールを使用したリスクの周知

・巡回経営指導時に、函南町防災マップ、函南町洪水災害ハザードマップや総合防災アプリ「静岡県防災」等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。

・会報や町広報、ホームページ、メールマガジン等において、国や県、町の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。

・あわせて、大規模な地震が発生する恐れがあるときに発表される「南海トラフ地震臨時情報」について、その内容を説明し、情報発表時の防災対応をあらかじめ計画等に定めるよう求める。

②事業者BCP策定支援

・小規模事業者に対し、事業者BCP策定支援のため、連携損害保険会社と共に計画策定の必要性を啓発するセミナーの開催、個別相談会などを開催する。また、経営指導員等職員のスキルアップの為に職員向けセミナーを実施する。更に、中小企業基盤整備機構などの外部組織の研修も取り入れる。

③感染症によるリスク周知

・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。

・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。

・事業者へマスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

④感染症蔓延期の事務局体制

ア 函南町及び近隣地域に蔓延防止措置、緊急事態宣言が発令された場合

・職員の出退勤時の対応 検温・手指消毒の徹底、出勤体制は通常どおり

・事務局内共有スペースの消毒

・会議開催形態は書面決議、オンライン会議等による対応とし、事業・セミナー等は、感染状況によって中止若しくは延期を検討する。

・来客者への対応時間を極力短縮し、来客者の住所・連絡先を記入した書面を受領

イ 職員及び同居の職員家族が新型コロナウイルス濃厚接触者となった場合

・職員及び家族が濃厚接触者となった場合、事務局長に速やかに報告する。

・濃厚接触者となった場合の対応は、政府、所管保健所の指示・指導による待機期間・待機場所で待機するものとする。

- ・職員の出勤体制を、通常の半分若しくは3割程とし、オフィス365を活用した在宅勤務・リモート業務体制を構築する。
- ウ 同居の家族が新型コロナウイルス陽性となった場合
 - ・職員同居の家族が新型コロナウイルス陽性となった場合は、保健所の指示に基づく期間、当該職員の出勤を停止する。
 - ・職員の出勤体制については、イに準じた対応とする。
- エ 職員が新型コロナウイルス陽性となった場合
 - ・職員が新型コロナウイルス陽性となった場合は、保健所の指示に基づく期間、当該職員の出勤を停止する。
 - ・商工会事務所内の徹底消毒を行い、事務所の入退室を停止する。
 - ・保健所の指示・指導に従い、県商工会連合会と協議し、商工会事務所を一定期間閉鎖する。
 - ・商工会閉鎖時の来客対応・サポートについては、伊豆地区商工会連絡協議会の「新型コロナウイルス等の影響下における会員支援に関する商工会相互連携協定書」に基づき、支援商工会のサポートを受けるものとする。
 - ・商工会ホームページに事務所閉鎖のお知らせ等を掲載する。
 - ・事務所閉鎖期間中は、オフィス365を活用した在宅勤務・リモート業務体制により、最低限の事務所機能を維持する。

2) 災害発生時の連絡体制・被害情報の報告ルートの決定

- ・災害発生時における函南町と函南町商工会との連絡体制を作成する（専用の電話番号・電話が不通の際の連絡方法（メール・SNS））。その連絡方法により被害状況を報告する。また、これら一連の流れを図に示し報告ルートとして、共有する。なお、この際の被害情報の把握方法は、P11<3発災時における指揮命令系統・連絡体制>の、2)被害の確認方法に準じ、その得た情報を取りまとめ報告するものとする。

3) 災害発生時の商工会事務局体制の決定

- ・災害発生時における商工会役職員の連絡体制（緊急連絡網の作成・安否確認、出勤可否の確認方法・出勤順位の決定方法）を作成し、役職員に周知する。

4) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・函南町商工会の事業継続計画を令和4年度中を目標に作成する。

5) 関係団体との連携

- ・連携損害保険会社（東京海上日動火災保険㈱・あいおいニッセイ同和損保㈱）へ専門家の派遣を依頼し、小規模事業者を対象としたBCP策定セミナーや個別相談会を開催する。必要に応じて申請書の作成支援を実施する。また、連携損害保険会社（東京海上日動火災保険㈱・あいおいニッセイ同和損保㈱）が提供する、関連保険制度について制度説明の周知を実施し、未加入事業所に対し加入の検討を促す。
- ・連携損害保険会社（東京海上日動火災保険㈱・あいおいニッセイ同和損保㈱）へ依頼し、経営指導員等向けのBCP策定支援講習会を行い、BCP策定支援強化を図り、支援ツールの提供を受けることで支援に繋げる。
- ・連携損害保険会社（東京海上日動火災保険㈱・あいおいニッセイ同和損保㈱）より、参考となる施策等の情報提供を受ける。
- ・関係機関に対し、制度普及の依頼・セミナー参加の依頼を実施する。

6) フォローアップ

- ・講習会参加事業所に対し、巡回指導において、情報提供をするとともに、各事業所ごとの

策定状況や進捗状況などの確認を実施する。必要に応じて、専門家派遣制度を利用して、作成支援等を実施する。

7) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（南海トラフ地震マグニチュード9クラス）が発生したと仮定して、函南町と連携し、連絡体制の確認を実施する。

〈2 発災後の対策〉

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

発災から1時間以内に職員の安否確認を行う。（SNS等を利用した安否確認・業務従事の可否。）

- ・本人や家族の被災状況の確認
- ・周辺地域の被災状況・道路状況の確認
- ・出勤が出来るかどうかの確認

※感染症に対しては、国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い、うがい等の徹底を行う。感染症流行時や新型インフルエンザ等緊急事態宣言が発出された場合は、函南町対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

これら状況について、函南町と情報共有を実施。

2) 応急対策の方針決定

- ・函南町商工会と函南町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める（豪雨における例として、職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は出勤せず職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。）
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、被災後1日以内に情報共有する。

(例：被害規模の目安は以下を想定)

被害規模	被害の状況	想定する応急対策の内容
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内10%程度の事務所で、「屋根や看板が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している ・地区内の1%程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、若しくは、交通網が遮断されており、確認ができない。 	<ul style="list-style-type: none"> ①緊急相談窓口の設置 相談業務 ②被害調査・経営課題の把握業務 ③復興支援策を活用するための支援業務
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内の1%程度の事務所で「屋根や看板が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している ・地区内0.1%程度の事務所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大 	<ul style="list-style-type: none"> ①緊急相談窓口の設置 相談業務 ②被害調査・経営課題の把握業務

	きな被害が発生している。	
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない	特に行わない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、函南町商工会と函南町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

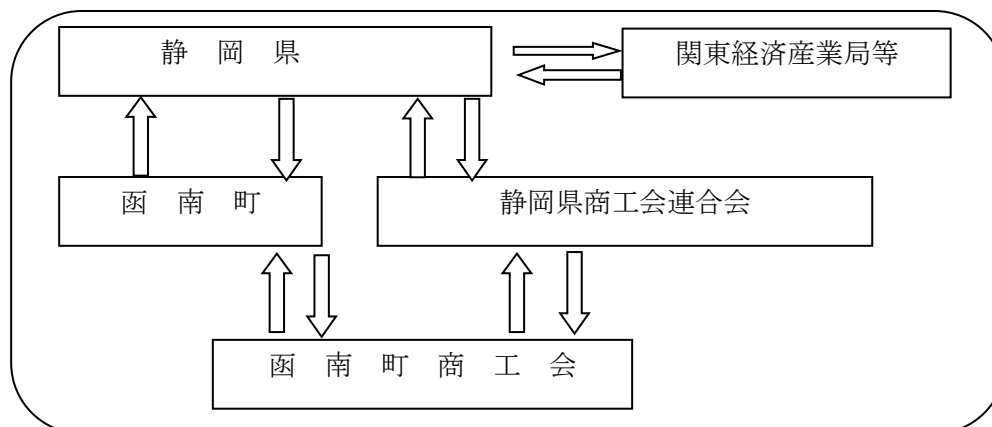
期間	情報共有する間隔
被災後～1週間以内	1日に3回共有する
2週間以内	1日に2回共有する
1か月以内	1日に1回共有する
1か月超	2日に1回共有する

- ・また、感染症に関しては、随時の対応が必要となるため、函南町において策定された「函南町新型インフルエンザ等対策行動計画」に順じ、必要な情報の収集と提供を事業者に対し実施する。

＜3 発災時における指示命令系統・連絡体制＞

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて定める。
- ・函南町商工会と函南町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・函南町商工会と函南町が共有した情報を、静岡県指定する方法にて函南町商工会又は函南町より静岡県へ速やかに報告する。
- ・感染症流行の場合、国や県からの情報や方針に基づき、函南町商工会と函南町が共有した情報を県の指定する方法にて函南町商工会又は函南町より静岡県へ速やかに報告する。

1) 指揮命令・連絡体制図



2) 被害の確認方法、被害額の算定方法

- ・被害の確認方法

発災時の被害状況等については、理事役員と商工会職員が連携し管内の事業者や周辺に対し情報収集活動を実施する。

・被害額の算定の対象

函南町地域防災計画に基づき、函南町商工会が主として把握する被害のうち、被害額を把握するものは、「非住家被害」と「商工被害」の2つとする。

○非住家被害とは、事業用の建物をいう。具体的には、店舗・工場・事務所・作業場・倉庫などの被害であり、建物と一体となった建物付属設備についても対象とする。これらの建物に人が住居している店舗兼住宅のような場合は、当該部分は「住家被害」として除いて処理する。また、「非住家被害」の対象としては、被害の程度に関わらず、床下浸水から全壊に至るまでを区分毎に把握するものとするが、函南町災害対策本部への被害報告に限っては、定めにより全壊または半壊の場合のみとする。

○商工被害とは建物以外の事業に関する被害をいう。具体的には、棚卸資産（商品・製品、仕掛品、原材料）、有形償却資産（構築物、車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置）の被害とする。

・被害額の算定基準

事業の復旧に必要な資産の復旧に要する費用（直接被害）を見積もることとし、具体的には以下のとおりとする。なお、被害額の算定は、中小企業庁の「中小企業BCP運用指針第2版」に準ずるものとする。

○算定すべき被害額と算定基準（直接被害）

分類	被害区分	被害程度の目安	被害額の算定基準
非住家の被害	全壊	基本的機能を喪失したもの 延べ床面積の70%以上の損壊等	事業の復旧に必要な撤去費と再調達価格を求める。 事業の復旧に必要な修繕費を求める。 事業の復旧に直接関係しない経費は除く。
	半壊	基本的機能の一部を喪失したものの補修が可能なもの	
	一部破損	全壊・半壊に至らない破損 窓ガラス破損程度は除く	
	床上浸水	土砂等の堆積等で一時的に使用不可の浸水	
	床下浸水	床上に至らない程度に浸水したものの	
商工被害	棚卸資産	喪失したもの、廃棄せざるを得ないもの	仕入原価・製造原価を求める。
	有形固定資産	修繕または再調達せざるを得ないもの	事業の復旧に必要な撤去費と再調達価格を求める。

○被害状況報告の内容

項目	内容
企業名・事業所名	被害を受けた企業・事業所の名称
所在地	被害を受けた企業・事業所の所在地
業種	製造業・建設業・小売業・卸売業・サービス業・その他
被害状況	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の状況（全壊・半壊等） ・機械設備の状況 ・浸水の状況（床上・床下・敷地内）

	・製品等の状況
被害額（千円）	
内訳	建物、機械設備、製品その他

＜4 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援＞

- ・相談窓口の開設方法について、函南町と相談する（函南町商工会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
 発災直後から3日程度→役職員、会員の安否、人的被害、居住地周辺の大まかな被害調査
 発災から7日程度→巡回聞取により、再開の可否や稼働の状況などを確認する
 発災から2週間→巡回訪問や相談窓口により、経営課題（事業再開・資金繰り等）の把握
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町等の施策）について、地区内の小規模事業者等へ周知する。巡回訪問をはじめ、HP、広報誌、説明会などで周知を行う。

＜5 地区内小規模事業者に対する復興支援＞

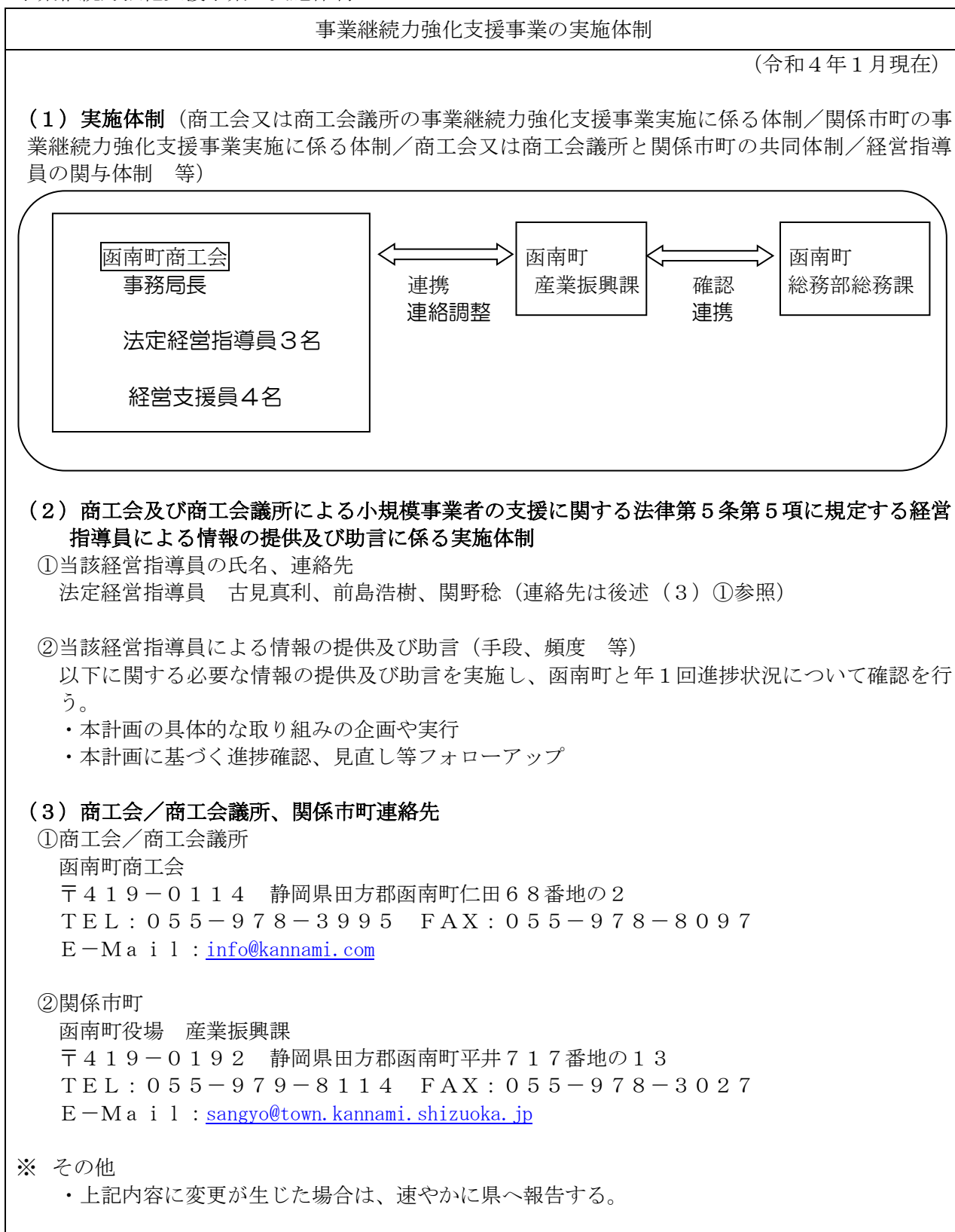
- ・静岡県等の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を静岡県等に相談する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	0	410	410	460	460	460
専門家派遣費						
・謝金	0	150	150	150	150	150
・旅費交通費	0	50	50	50	50	50
セミナー参加費						
・参加負担金	0	50	50	50	50	50
・旅費交通費	0	10	10	10	10	10
広報費						
・パンフレット 作成費	0	150	150	200	200	200

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
商工会一般会計、補助金

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
①東京海上日動火災保険(株) 静岡支店 執行役員 静岡支店長 垣谷 直人 〒420-8585 静岡県静岡市葵区紺屋町 17-1 葵タワー 1 3階 T E L 054-254-0019 ②あいおいニッセイ同和損保(株) 沼津支店 支店長 出原 敬 〒410-0057 静岡県沼津市高沢町 6-5 T E L 055-926-6010
連携して実施する事業の内容
①小規模事業者向け ・事業者向けBCP策定セミナーの開催 ・関連損害保険制度の周知 ・事業者向けBCP作成支援 ②役職員向け ・役職員向けBCP策定支援講習会の実施 ・BCP作成支援ツールの提供
連携して事業を実施する者の役割
【役割】 ・セミナー、講習会における講師の派遣 ・BCP策定事業者に対する専門家派遣の対応 ・関連損害保険制度の資料提供 ・参考となる施策等の情報提供 【効果】 事業継続力強化計画策定セミナーを開催するにあたり、専門家又は講師の派遣を依頼することで、より現実的な計画の策定について支援を受けることが出来、策定事業者の増加を図ることができるとともに、災害に備えた経営体制が構築できる。また、BCP策定に関する資料や保険制度の資料の提供により、事業者への周知を徹底することができる。
連携体制図等